～ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園病後児保育室～

TEL 03-3249－7141

※中央区病児病後児保育事業のご案内をご参照の上ご覧ください※

利用定員

４名

※感染症の方がいる場合、定員内でも利用できないことがあります。

利用日及び開室時間

月曜から金曜 9:00～17:30（お荷物の確認等のため 17:20 までのお迎えをお願いします。）

※土日祝日、年末年始、塙小児科医院休診日に関しては病後児保育室も閉室になります。

利用料金

1日 2000 円

※朝の受け入れ時にクレジット（VISA,JCB,マスター）QR コード決済（paypay、aupay）でのお支払いとなります。

※利用時間による料金の変更はありません。

対象となる病気

☆病気の回復期の発熱（朝の時点で 38.0℃未満）、風邪や下痢などの感染症疾患の回復期。

☆意見書が必要な感染症は場合によりお断りさせていただくことがあります。

☆他、医師（塙小児科）が利用可能と判断した病気

※入室前 8 時間以内の解熱剤の使用、入室時に 38.0℃を超える発熱の場合、ご利用をお断りしています。

※お預かり後に熱が上がり、38.0℃を超えた場合はお迎えをお願いしています。また、熱が 37.0℃台でも元気がない・食事や水分が摂れない・機嫌が優れない等の場合には、発熱に関わらず保護者へお迎えをお願いすることがあります。

※インフルエンザ・新型コロナの場合、発症日０日から５日間経ってからのお預かりとなります。

予約について

☆前日 13 時より電話で受付します。

（翌日の予約のみ可能）

☆病状急変や他児への二次感染リスク回避の為、医療機関を受診し、病名確定後の予約をお勧めしています。

☆前日利用児が翌日の予約優先となります。

☆定員に達した場合はキャンセル待ちとなります。

☆当日に病後児保育を希望する場合は、空き状況により受け入れ可能となりますのでご連絡ください。

☆意見書が必要な感染症は初回予約時に ７日まで連続して予約可能です（土日祝を含む）。

キャンセル待ちについて

☆予約確定者にキャンセルが入り、定員枠に空きがでた場合に入室が可能となります。

☆入室が可能となった場合のみ、当日 8:30～9:00 に電話でご連絡します。

☆お電話に出られず 15 分経っても折り返しがない場合は、次の方に予約枠を移行しますのでご了承ください。

利用をキャンセルしたい

元気になった、他の預け先が見つかった等の理由で病後児保育の利用の必要がなくなった場合、当日 8:00 までに利用キャンセルの電話連絡をお願いします。同様に、キャンセル待ちをキャンセルされる場合もご連絡をお願いします。留守番電話に入れていただくことも可能です。

入室までの流れ

予約が確定しましたら、当日 8:30～10:30 までに塙小児科医院にて入室前診断を済ませ、病後児保育室にお越しください。(昼食やお昼寝の時間もあるためなるべく 10:30 までの受診をお願いします。)

※連日病後児室をご利用の場合も、毎朝入室前診断の受診をお願いします。

入室前診断

☆塙小児科医院の受付にて「病後児保育利用」と伝え、『医師連絡票』を発行していただけます。

☆受診後、『医師連絡票』と『保護者からの病状連絡票』(保護者記入)、荷物を持参し入室ください。

(受け入れ開始時間 9:00～)

～塙小児科医院～

中央区日本橋浜町 2-20-2

TEL 03-3666-6035

診察受付時間 8:30～11:30

持ち物

☆お子さまの年齢・病状により持ち物は異なります。

☆持ち物には名前を記載し、一つの袋等にまとめて持参ください。

☆ベビーカーのお預かりはできませんので抱っこひもを推奨しています。

①食べやすい昼食・おやつ・水分(お茶や水)※電子レンジ、冷蔵庫での対応可能

②手口拭き

③着替え(下着・洋服2～3組)※下痢症状の場合は多めにお持ちください

④バスタオル 2 枚(お昼寝用)

⑤ビニール袋2枚※着替えた洋服やオムツを入れます

⑥母子手帳、健康保険証、乳幼児医療証、または子ども医療証

⑦必要書類 ☆保護者からの病状連絡票

☆医師連絡票※塙小児科医院にて発行

～月齢、病状に応じて持ってくるもの～

⑧かかりつけ医からの薬

※投与薬依頼表を記入し、おくすり手帳、または薬剤情報提供書をご持参ください。

⑨哺乳瓶(回数分)・ミルク(一回分ずつに小分けしたもの)※ミルクの量、時間は当日お伺いします。

⑩食事用エプロン

⑪紙おむつ・おしり拭き

※ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくご連絡ください。

ニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園　病後児保育室　ご利用規約

当病後児保育施設において、お子様をお預かりするにあたり、施設側と利用者側が共通認識を持つために利用に際しての規約を以下のとおり定めます。

第１条　（目的）

お子様の保護者（以下委託者という）は、当病後児保育室（以下受託者という）に対して、委託者の保護下にある別紙登録申請書記載のお子様の病後児保育を委託し、受託者はこれを誠実に遂行します。

第２条　（委託時間）

委託時間は、中央区病後児保育事業のご案内「利用日及び利用時間」に記載のとおりとします。

２　委託者は、中央区病後児保育事業のご案内「利用日及び利用時間」に記載の委託時間終了時刻までに、必ず当施設においてお子様を受け取らなければなりません。

３　前項の終了時刻については、原則として延長はありません。ただし、委託者がやむを得ない事情によって前項の終了時刻までに当施設に来所できない場合、必ず事前に受託者に連絡することとします。終了時刻に遅れた場合は、延長料金を支払います。

第３条　（委託内容）

受託者が委託者からお子様をお預かりした時点より業務を開始いたします。

２　受託者所属の保育士（看護師含む）が、別紙病児・病後児保育事業のご案内の記載内容に従ってお子様の保育を実施します。

３　受託者は、嘱託医である塙小児科ならびにお子様のかかりつけ医と連携し、病状急変時等に医療行為等を実施する場合があります。その場合、登録申請書もしくは児童票に記載の保護者の連絡先へ連絡することとし、連絡が取れない場合は、事後に報告することとします。

第４条　（料金等のお支払）

委託者は、受託者に対して、お子様を預ける際に、所定の料金を支払います。

２　委託者は、医療行為等その他の実費について、お子様の引き取り時にその料金を支払います。

第５条　（善管注意義務）

受託者は善良な管理者の注意義務を持ってお子様をお預かりします。

２　受託者は、お子様の特殊事情に起因して発生した事故のうち、保護者からの病状連絡票「お子様について特に知らせておきたいこと」欄の記載のない事情に起因する事故については、責任を負いません。

３　受託者は、お子様が既に疾病が認められ、これが悪化し、またはこれに関連・併発・起因して発生した事故（病名が同じであるかどうかを問わない）については、責任を負いません。

第６条　（責任限度額）

受託者は、万が一受託者の責めに帰すべき事由によってお子様に事故が発生した場合、受託者が加入している損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、委託者及びお子様の損害を補填するものとし、かつ同保険金額を持って責任の限度とします。また、その保険規約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、責任を負担するものとします。

第７条　（緊急医療）

委託者は、お子様の緊急医療措置が必要となったにもかかわらず、その連絡を受け取ることができなかった場合、嘱託医である塙小児科もしくはかかりつけ医等の医療機関の判断に基づく医療措置を受けることに同意します。

２　さらに治療が必要となった場合、受託者が選択した医療機関にお子様を搬送して医療措置を受けることについて、事前に同意します。なお、この場合、受託者は紹介先医療機関の医療措置の内容・結果等について、責任を負いません。

第８条　（管轄裁判所）

万が一本規約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の裁判所とすることに同意します。

以上

様式－8

※初回利用時にご記入の上ご持参ください。

同　意　書

私（保護者氏名：　　　　　　　　　　）は、児（お子様氏名：　　　　　　　　　）をニチイキッズさわやか日本橋浜町保育園併設の病後児保育室において保育を依頼するにあたり、ご利用規約に則った下記事項に同意いたします。

１．利用規約を十分理解し、書かれた内容に同意いたします。

２．お子様の容体が急変した場合、保護者が連絡に従い来室することに同意いたします。

３．お子様の容体が急変した場合、当保育室の嘱託医である塙小児科もしくはかかりつけ医等医療機関において診察・治療を受診すること、ならびに当該病院に搬送することに同意いたします。
場合によっては、治療が優先し、治療内容がやむを得ず事後報告になる場合があることに同意いたします。

４．保育室における適切な保育の履行、医療機関において診察を受ける場合、児童票等に書かれている事項の個人情報を嘱託医ならびに診療医療機関に提供することに同意します。

５．保育室内での二次感染の防止には細心の注意を払いますが、お子様の健康状態や他のお子様の疾患状況等により二次感染が生じ得ることに同意します。

６．保育時間終了までにお子様を迎えに来ることに同意します。

年　　月　　日

お子様氏名：

保護者氏名：　　　　　　　　　　印

緊急時連絡先電話：

（上記保護者と連絡先が異なる場合の氏名：　　　　　　　児との続柄：　　　　）

※病後児保育ご利用の際に、内服薬や塗布する薬がある場合、薬局から提供される薬の説明書（薬剤情報提供書）も、必ずご一緒にご持参ください。